

コンプライアンス基本方針

J A福岡市東部は、基本理念・経営理念に基づいた組合運営を通じ、地域の発展・地域との共生を図るとともに、安定的かつ持続的なJ Aの経営基盤を構築するため、農協法および関連法令等に基づき、組合の事業の適正を確保するためのコンプライアンスに関する基本方針を整備します。当J Aの全役職員は、コンプライアンス基本方針を遵守し、この基本方針に基づく、社会の変化に対応した、適正かつ効率的な態勢を実現します。

J A福岡市東部は、高い公共性を有し、組合員、地域住民及び地域農業のための協同組合として『農業の健全な発展』、『心豊かな地域社会づくり』に資するため、その社会的使命を自覚し地域発展のために尽力いたします。

基本理念：

「J A福岡市東部は、未（あ）来（す）に向けて人と人のふれあいを大切にした、心豊かな地域社会づくりをめざします」

経営理念：

1 未（あ）来（す）を築く地域づくり

「地域との共生により、組合員並びに地域の人々の期待と信頼に応えるJ Aづくりに取り組みます」

1 未（あ）来（す）を先取りした経営

「社会の変化に即応した健全な経営を確立し、未来を展望した事業活動に取り組みます」

1 未（あ）来（す）を担う人材育成

「チャレンジ精神を持った有用な人材を育て、働き甲斐のある職場づくりに取り組みます」

1 未（あ）来（す）を創造する都市型農業

「消費者とのふれあいを通じ、安全で良質な農産物生産に努め、魅力ある都市型農業の振興に取り組みます」

社会的・公共的使命：

都市型農協として都市型農業を守り育て、食料自給率の向上を目指すと共に、消費者と生産者をつなぐ「架け橋」となり、福岡市民に健康的な食生活を提供する。

J A福岡市東部は、社会的責任と公共的使命を全うする協同組合として地域社会の負託に応え、揺るぎない信頼を確立していくため、以下の基本方針を制定いたします。

1 社会的責任と公共的使命の認識

当組合の持つ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

2 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

ニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

3 法令やルールの厳格な遵守

農業協同組合法の遵守や、独占禁止法に違反する行為や違反するおそれのある行為を行わないなど、関連する法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、誠実かつ公正な事業運営を行います。

4 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫きます。

5 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ、公正な開示をはじめとして広く社会とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

6 経営陣の率先垂範と不祥事発生時の対処

経営陣及び各部門の責任者は、本方針の精神を実現することの重要性を認識し、率先垂範のうえ全職員に周知徹底いたします。

本方針に反するような事態が発生した場合は、自ら問題解決にあたる姿勢を明らかにし、原因究明、再発防止に努めます。

附 則

本方針は、令和元年11月28日から施行する。

附 則（令和5年12月22日）

本方針は、令和5年12月22日から施行する。